

改 正 案	現 行																				
<p>第2 法が適用される処分等に関して必要となる措置等について</p> <p>1 「申請に対する処分」に関するもの</p> <p>(2) 標準処理期間を策定すること及び公にすること（法第6条）</p> <p>ロ 標準処理期間を定めるに当たっては、具体的には、以下に掲げるものを除き、原則として「15日」とすること。</p> <p>(イ)申請事案の処理に通常15日を超える期間を要することから、標準処理期間が15日を超えることとなるもの</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>⑨ 労働安全衛生法第88条に基づく「計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）」</u>（標準処理期間：1か月）</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(なお、<u>上記⑫</u>においては、疾病に係るもののうち、下記(ロ)の⑤の場合を除く。)</p> <p>別添7 申請に対する処分一覧表 安全衛生関係 (労働安全衛生法に基づくもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>処分内容</th> <th>根拠条文 (条-項-号)</th> <th>処分権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>16</u></td> <td><u>計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）</u></td> <td><u>法88-1</u> <u>法88-2</u></td> <td><u>署長</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	処分内容	根拠条文 (条-項-号)	処分権者		(略)			<u>16</u>	<u>計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）</u>	<u>法88-1</u> <u>法88-2</u>	<u>署長</u>	<p>第2 法が適用される処分等に関して必要となる措置等について</p> <p>1 「申請に対する処分」に関するもの</p> <p>(2) 標準処理期間を策定すること及び公にすること（法第6条）</p> <p>ロ 標準処理期間を定めるに当たっては、具体的には、以下に掲げるものを除き、原則として「15日」とすること。</p> <p>(イ)申請事案の処理に通常15日を超える期間を要することから、標準処理期間が15日を超えることとなるもの</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨～⑪ (略)</p> <p>(なお、<u>上記⑪</u>においては、疾病に係るもののうち、下記(ロ)の⑤の場合を除く。)</p> <p>別添7 申請に対する処分一覧表 安全衛生関係 (労働安全衛生法に基づくもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>処分内容</th> <th>根拠条文 (条-項-号)</th> <th>処分権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	処分内容	根拠条文 (条-項-号)	処分権者		(略)		
番号	処分内容	根拠条文 (条-項-号)	処分権者																		
	(略)																				
<u>16</u>	<u>計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）</u>	<u>法88-1</u> <u>法88-2</u>	<u>署長</u>																		
番号	処分内容	根拠条文 (条-項-号)	処分権者																		
	(略)																				

別添 8 不利益処分一覧表

安全衛生関係

(労働安全衛生法に基づくもの)

(表 略)

(労働安全衛生規則に基づくもの)

番号	処分内容	根拠条文 (条-項-号)	処分権者
1	計画の届出の免除に係る 認定の取消	則87の9	署長

別添 8 不利益処分一覧表

安全衛生関係

(労働安全衛生法に基づくもの)

(表 略)